

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第151号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営土地改良事業変更計画（水橋三郷北地区）を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業変更計画書（水橋三郷北地区）の写し

2 縦覧の期間

令和7年4月2日から

令和7年5月1日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第152号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和7年4月1日

富山県告示第153号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項に規定する指定納付

受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和7年4月1日

富山県告示第154号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13階

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和7年4月1日

富山県告示第155号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和7年4月1日

富山県告示第156号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17

号) 第29条の2の規定により告示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和7年4月1日

富山県告示第157号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和7年4月1日

富山県告示第158号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社アイモバイル

東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定納付受託者の指定をした日

令和7年4月1日

富山県告示第159号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社ビビッドガーデン
東京都港区浜松町一丁目7番3号 第一ビル4階
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
ワクワクとやま応援寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる
公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。）
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和7年4月1日

富山県告示第160号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
中新川郡立山町芦畷寺93番1号
富山県立山博物館友の会 会長 見角 要
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
富山県立山博物館の図録等販売代金
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日

令和7年4月1日

富山県告示第161号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の 2 の規定により告示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県舟橋北町4番19号
公益社団法人富山県農林水産公社
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
有峰森林等維持管理業務委託における林道使用料徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和7年4月1日

富山県告示第162号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

狩猟免許申請書を富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに提出すること又は電子申請により Web 上から申請すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに問い合わせること。

令和7年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び同条第4項に規定する講習を次のとおり実施するので、公示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 適性試験及び講習の日時等

| 開催回 | 日 時 | 場 所 | 申請期間 |
|-----|-----------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| 第1回 | 令和7年8月3日(日) 午前9時から | 富山県総合体育センター (富山市秋ヶ島 183番地) | 令和7年6月6日(金)から 同年6月24日(火)まで |
| 第2回 | 令和7年8月4日(月) 午前9時から | | |

2 受験手続

狩猟免許更新申請書を富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに提出すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに問い合わせること。

令和7年度富山県調理師試験の実施

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和7年度富山県調理師試験を次のとおり実施するので公示する。

令和7年4月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和7年10月25日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

富山県農協会館（富山市新総曲輪2-21）

(3) その他

試験が台風等によって実施できなくなった場合に再試験を実施する。

（再試験 令和7年12月13日（土） 富山県農協会館）

2 受験手続

○郵送受付

令和7年5月7日（水）から6月3日（火）まで（当日消印有効）

〒103-0012東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当宛て送付すること。

3 受験申請書の配布

令和7年5月7日（水）から6月3日（火）まで

県内各厚生センター、厚生センター支所、富山市保健所及び富山県厚生部生活衛生課において配布

4 問い合わせ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（電話03-3667-1815）

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和7年2月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、

同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年4月2日

富山県監査委員 奥 野 詠 子
 富山県監査委員 井 上 学
 富山県監査委員 田 中 篤 人
 富山県監査委員 高 橋 正 樹

| 1 監査対象箇所 | | 監 査 年 月 日 |
|----------|---------------------|-----------|
| 経営管理部 | 職員キャリア開発支援センター | 令和7年2月10日 |
| 同 | 公 文 書 館 | 令和7年2月19日 |
| 生活環境文化部 | 消 費 生 活 セ ン タ ー | 令和7年2月5日 |
| 厚生部 | 中 部 厚 生 セ ン タ ー | 令和7年2月27日 |
| 同 | 富 山 児 童 相 談 所 | 令和7年2月18日 |
| 同 | 高 岡 児 童 相 談 所 | 令和7年2月14日 |
| 同 | 富 山 学 園 | 令和7年2月12日 |
| 同 | 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー | 令和7年2月27日 |
| 同 | 食 肉 検 査 所 | 令和7年2月26日 |
| 同 | 薬事総合研究開発センター | 令和7年2月10日 |
| 商工労働部 | 技 術 専 門 学 院 | 令和7年2月19日 |
| 教育委員会 | 東 部 教 育 事 務 所 | 令和7年2月19日 |
| 同 | 総 合 教 育 セ ン タ ー | 令和7年2月4日 |
| 同 | 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー | 令和7年2月19日 |
| 同 | 桜 井 高 等 学 校 | 令和7年2月14日 |
| 同 | 魚 津 高 等 学 校 | 令和7年2月18日 |
| 同 | 雄 山 高 等 学 校 | 令和7年2月26日 |
| 同 | 富 山 高 等 学 校 | 令和7年2月18日 |

| 監査対象箇所 | | 監 査 年 月 日 |
|--------|---------------------|-----------|
| 教育委員会 | 富 山 中 部 高 等 学 校 | 令和7年2月12日 |
| 同 | 富 山 北 部 高 等 学 校 | 令和7年2月14日 |
| 同 | 富 山 工 業 高 等 学 校 | 令和7年2月21日 |
| 同 | 富 山 商 業 高 等 学 校 | 令和7年2月18日 |
| 同 | 小 杉 高 等 学 校 | 令和7年2月26日 |
| 同 | 高 岡 高 等 学 校 | 令和7年2月19日 |
| 同 | 雄 峰 高 等 学 校 | 令和7年2月12日 |
| 同 | 志 貴 野 高 等 学 校 | 令和7年2月19日 |
| 同 | と な み 野 高 等 学 校 | 令和7年2月21日 |
| 同 | 富 山 視 覚 総 合 支 援 学 校 | 令和7年2月19日 |
| 同 | 富 山 総 合 支 援 学 校 | 令和7年2月10日 |
| 公安委員会 | 富 山 中 央 警 察 署 | 令和7年2月3日 |
| 同 | 高 岡 警 察 署 | 令和7年2月10日 |

2 監査対象年度

令和5年度及び令和6年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 歳入調定に遅延しているものがあつた。

- イ 歳入調定のされていないものがあつた。
 - ウ 収入科目を誤っているものがあつた。
 - エ 特殊勤務手当の支給に誤りがあつた。
 - オ 職員手当の支給に誤りがあつた。
 - カ 時間外勤務手当及び旅費において、支給誤りがあつた。
 - キ 通勤手当の支給に誤りがあつた。
 - ク 物品の管理に適正でないものがあつた。
 - ケ 交通事故による損害が生じた。(2箇所)
 - コ 物品及び車両の損傷による損害賠償があつた。
-

